平成26年監査公表5号

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、平成26年5月16日付で受理した扶桑町職員措置請求について監査を実施し、その結果について同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年7月14日

扶桑町監査委員 岩 本 幸 松

扶桑町監査委員 矢 嶋 惠 美

扶桑町職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1. 請求人住所氏名

○○○○ ○○○○ 扶桑町大字○○○○

2. 相手方

扶桑町長 江 戸 滿

3. 請求書の提出日

平成26年5月16日

4. 請求の要件審査

この扶桑町職員措置請求書については、地方自治法第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、請求の提出日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1. 請求の概要

平成26年5月16日付で請求人から扶桑町職員措置請求書が提出された。

この請求書には、事実証明書として平成26年3月27日付丹羽広総発第34号平成24年度通信負担金の返還について(通知)写し、同日付丹羽広総発第35号平成25年度消防指令センター整備事業の完了について(報告)写し、基準財政需要額調べ写し、平成26年2月25日(火)議員全員協議会提出資料No.1小牧市ほか3市2一部事務組合消防通信指令事務共同運用概要写し、丹羽広域事務組合規約写しが添付されていた。

2. 請求の要旨

小牧市、犬山市、江南市、岩倉市の4市と丹羽広域事務組合、西春日井広域事務組合の2一部事務組合は、共同して小牧市に設置する消防指令センターの負担金について平成24年度には消防緊急デジタル無線基本設計業務の負担金として、丹羽広域事務組合に人口割で算出し扶桑町は、281,472円を支払った。平成25年度については、高機能消防指令設備・デジタル消防緊急無線設備実施計画業務の負担金として人口割で算出し、扶桑町は840,099円支払い、また、消防指令センター施設整備工事設計業務及び建築確認申請諸費用の負担金として人口割で算出し扶桑町は、681,052円支払った。

さらに消防指令センター施設整備工事地質調査業務の負担金として人口割で算出し扶桑町は42,005円支払った。

平成24年度と25年度に扶桑町が支出した負担金の合計額は、1,844,628円であった。 丹羽広域事務組合規約第11条では消防に関する事務の経費の負担金は総額の 40/100 を均等割で、60/100 を前年度の基準財政需要額の割合で負担することになっています。規約通りに算出すれば平成24年度の扶桑町の負担金は246,394円で、平成25年度の扶桑町の負担金は1,358,544円であります。24・25年度を合計すると1,604,938円で239,690円の払い過ぎである。

このことは規約に違反して負担したことによって扶桑町に損害を与えたことになる。よって町長に対して損害を補填するよう適正な措置を講ずることを求めた。

3. 監査の方法

地方自治法第242条第4項の規定による監査を次の方法で実施した。

(1) 書類審査

扶桑町総務課職員に関係書類の提出を求め、書類審査を行った。

(2) 事情聴取

請求人に対して陳述の機会を設けたほか、必要に応じて関係職員から事情聴 取した。

4. 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項に規定する請求人の陳述を平成26年7月2日に行った。 この際、請求人から新たな証拠として平成23年12月22日付小牧市ほか3市2一 部事務組合の消防指令センターの設置に関する協定書第6条に規定する経費の支弁方法 に関する覚書写しが提出された。

陳述のうち、本請求書を補足する内容については参考とした。

第3 監査の結果

1. 認定した事実

当監査委員は、書類審査及び関係職員の事情聴取等により、次の事実を確認した。

(1) 丹羽広域事務組合について

平成14年4月1日、同年3月31日解散した丹羽消防組合の事務を承継する ことで設立された。

構成は扶桑町、大口町の2町である。

その経費の支弁方法は、(丹羽広域事務組合規約第11条第3項)「組合町の負担金は、総額の100分の40を均等割合で、100分の60を前年度の基準財政需要額の割合で負担する。」とされている。

また、平成23年11月16日付で「小牧市ほか3市2一部事務組合の消防指令センターの設置に関する協定書」を締結した。

構成は小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽広域事務組合(扶桑町・大口

町)及び西春日井広域事務組合(北名古屋市、清須市、豊山町)である。

その経費の支弁方法は、(小牧市ほか3市2一部事務組合の消防指令センターの設置に関する協定書第6条及び別表)関係団体の人口割合とされている。

(2) 扶桑町の対応

平成23年11月16日付で丹羽広域事務組合が締結した「小牧市ほか3市2一部広域事務組合の消防指令センターの設置に関する協定書」を根拠に平成23年11月25日扶桑町議会議員全員協議会で消防指令センター負担割合を説明した。その後大口町と協議し特に違和感なく人口割が合意された。平成23年12月22日付「小牧市ほか3市2一部広域事務組合の消防指令センターの設置に関する協定書第6条に規定する経費の支弁方法に関する覚書」を締結した。

平成24年度の消防指令センター共同運用に係る負担金(人口割)は、 281,472円(平成26年6月30日現在)支出され、平成25年度負担金(人口割)は、1,563,155円(平成26年6月30日現在)支出された。

規約に基づく負担金の額は、平成24年度246,394円、平成25年度1,358,544円であり、差額239,689円であった。

5月16日付扶桑町職員措置請求書の提出を受けて平成26年6月3日丹羽広域・両町担当部課長会議で平成24・25年度消防通信負担金の取り扱いについて協議された。

平成26年6月9日平成26年度扶桑町一般会計補正予算(第4号)を提出し、同年6月18日議決された。

平成26年7月1日付大口町との平成23年12月22日付小牧市ほか3市2一部事務組合の消防指令センターの設置に関する協定書第6条に規定する経費の支弁方法に関する覚書を平成23年12月22日に遡及して取消の合意書、平成24・25年度負担金についての合意書を交わし、消防指令センター負担金過年度支払いに伴う丹羽広域事務組合宛精算金239,689円を調定し、同月8日付で請求した。

2. 監査の結論

以上の基本的な確認事項を基に、請求人からの措置請求ついて扶桑町が平成24年度・25年度の2年度にわたり、町の人口割合により算出した額で支出したことについて、その適法性を監査した。

本件の負担金支出については、丹羽広域事務組合規約(平成26年規約第1号に

よる改正前のもの)第11条第3項に違反しその違法性が認められたところです。 しかしながら平成26年7月9日、消防指令センター負担金過年度支払いに伴う 丹羽広域事務組合精算金239,689円を扶桑町が受け入れていることを確認しました。 よって本件措置請求について、監査委員合意の上次のように決定しました。本件 扶桑町職員措置請求には理由がなくなったものと判断し、これを棄却とします。

3. 監査委員の要望

丹羽広域事務組合における消防に関する事務の負担金に関しては「丹羽広域事務組合規約」があるにもかかわらず、覚え書を締結して負担金を算定しており、職員・ 幹部の注意義務、コンプライアンスの欠如がその原因と思われます。

法令遵守と全体の奉仕者であることを再認識して事務執行に努めていただきたい。